

ファッションデザイン教育機関審査申請書（様式第 1－1 号）

- （１）本様式は、教育機関がファッションデザイン教育機関の審査に関する実施要領 3.（２）の更新申請をする場合に作成する。
- （２）「設置者所在地」は、財団・社団法人本部の所在地、株式会社の本店の所在地等、設置者の本拠となっている住所を記入する。
- （３）「設置者名」は、財団・社団法人名、株式会社名等を記入し、個人で設置する場合は、個人名を記入する。
- （４）「設置代表者名」は、財団・社団法人であれば理事長、株式会社であれば代表取締役等の役職にある者の氏名を記入し、個人で設置する場合は、個人名を記入する。
なお、電話番号を必ず記入すること。
- （５）「本申請書記入内容に関する問い合わせ先」の「担当者」は、申請書の記入内容などについて詳細を承知していて責任のある説明ができる者とする。
また、「連絡先」は、担当者に直接連絡をとることのできる勤務先の所在地、電話番号及び携帯電話番号を記入する。

ファッションデザイン教育機関の概要（様式第 2－1 号）

- （１）「ファッションデザイン教育機関名称」は、当該ファッションデザイン教育機関の正式名称（略称不可）を記入する。
- （２）「設置者形態」は、ア～キのうち、該当するものを○で囲む。特殊法人が設置する場合は、「キ その他」とする。「キ その他」を○で囲んだ場合には、（ ）内に具体的にその内容を記入する。「設置年月日」は、当該団体等が設置された年月日を記入する（許認可年月日とは必ずしも一致しない）。
 - ① 「ファッションデザイン教育機関設置根拠」は、該当項目にそれぞれ記載し、又は○で囲む。
 - ② なお、認可（認証）者については、都道府県知事名等を記入する。
- （３）「設置代表者」は、様式第 1 号に記入した設置代表者名と一致させる。なお、住所は自宅の住所を記入すること。
- （４）「ファッションデザイン教育機関経営担当役員」については、設置者が個人の場合は当該ファッションデザイン教育機関の代表者名を、法人等の場合は、その法人等の当該役員等の中からファッションデザイン教育機関の経営を担当する役員を記入する。
- （５）「ファッションデザイン教育以外の教育事業」、「教育以外の主な事業」は、進学塾経営、駐車場経営など具体的に記入する。また、右側にそれぞれの開始時期を記入する。
- （６）「ファッションデザイン教育機関の外国人留学生受入期間」は、初回告示日及び現在の有効期間を記入する。

ファッションデザイン教育機関設置の趣旨等（様式第2－2号）

- （1）「ファッションデザイン教育機関設置の趣旨・理念及び教育目標」は、それぞれが明らかになるように簡潔に記入する。
- （2）「ファッションデザイン教育機関における授業以外の教育活動」は、当該ファッションデザイン教育機関における教員の教育活動（教員研究会の活動状況等）について簡潔に記入する。

設置者の概要（役員・事務職員）（様式第3－1号）

- （1）前回申請が更新申請である場合は、それ以前の更新又は変更申請時のコピーを添付すること。なお、初回更新については、新規申請時と比べて変更がなくとも新規に作成する。以下同様とする。
- （2）「設置者名」は、様式第1－1号の「設置者名」に記入した名称とする。
- （3）「役員」は、設置者たる法人等の役員のすべて（添付書類6の登記簿謄本に記載されている法人等の全役員）を記入し、その役員のうち、当該ファッションデザイン教育機関の経営担当役員として特定されている者には、「経営担当」欄に○を付する。
- （4）当該設置者の役員以外の役職を持つ者については、代表的な所属組織及び役職名を「他の所属組織・役職名」欄に記入する。

ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準 （設置者）

24.

- （1）ファッションデザイン教育機関を設置する者は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者とする。
 - 一 設置者がファッションデザイン教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
 - 二 設置者（法人の場合は、当該機関の経営を担当する役員とする。）がファッションデザイン教育機関を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - 三 設置者（法人の場合は、当該機関の経営を担当する役員を含む。）が社会的信望を有すること。
 - 四 設置者が日本国内においてファッションデザイン教育を10年以上行っていると認められること。
- （2）次の各号に該当する者（法人の場合は、当該機関の経営を担当する役員を含む。）は、新規申請できないものとする。
 - 一 新規申請時において、過去3年以内に、法務大臣のファッションデザイン教育を行う設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関としての告示の取り消しを受けた者
 - 二 18. に規定する代表・教員の欠格事由の各号のいずれかに該当する者

（代表・教員の欠格事由）

18. ファッションデザイン教育機関の代表又は教員となる者は、次の各号のいずれにも該当する者ではないものとする。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁固以上の刑に処せられた者
 - 三 教員免許状取上げの処分を受け、2年以上を経過しない者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - 五 外国人の入国又は在留に関する不正行為を行い、3年を経過しない者

設置代表者・経営担当役員の個人調書（様式第3－2号）

- （1）本様式は、様式第1－1号に記入した設置代表者及び様式第3－1号に記入した経営担当役員について作成する。
なお、外国人については、外国人登録証明書写し（表・裏）を添付すること。
- （2）「賞罰等」の欄には「ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準」23②の各号に該当するか確認のうえ、該当しない場合は「なし」と記入し、該当する場合はその内容を記入する。
- （3）署名は、内容を確認のうえ、必ず本人が行う。
- （4）右上部欄外の設置代表者・経営担当役員は、該当するものを○で囲む。

ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準 （設置者）

24.

（2）次の各号に該当する者（法人の場合は、当該機関の経営を担当する役員を含む。）は、新規申請できないものとする。

- 一 新規申請時において、過去3年以内に、法務大臣のファッションデザイン教育を行う設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関としての告示の取り消しを受けた者
- 二 18. に規定する代表・教員の欠格事由の各号のいずれかに該当する者

（代表・教員の欠格事由）

18. ファッションデザイン教育機関の代表又は教員となる者は、次の各号のいずれにも該当する者ではないものとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁固以上の刑に処せられた者
- 三 教員免許状取上げの処分を受け、2年以上を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 五 外国人の入国又は在留に関する不正行為を行い、3年を経過しない者

資産の状況（設置者）（様式第4－1号）

- （1）当該ファッションデザイン教育機関の設置者（例えば、財団・社団法人、株式会社等）の資産について記入する。
なお、個人立の場合は、個人資産のすべてについて記入すること。
- （2）「収支の状況」には、当該申請年度の予算額及び前年度予算額、決算額を記入する。
なお、前年度決算額が確定している場合には、「（見込み）」を「 」で抹消する。
- （3）株式会社の場合は、
- ① 固定資産：1年を超えて所有又は使用する資産のことをいい、有形固定資産、無形固定資産、投資等の合計額を記入する。
 - ② 流動資産：現金及び比較的短期の資産（当座預金、普通預金、1年以内の定期預金等）及び短期間に回収できる資産を記入する。
 - ③ 負債：貸借対照表上での流動負債、固定負債の合算額を記入する。
ただし、貸借対照表上では、
$$（流動資産＋有形固定資産＋無形固定資産）－（流動負債＋固定負債＋資本金＋法定準備金＋剰余金）＝0$$
となるので確認する。

資産の状況（ファッションデザイン教育機関）（様式第4－2号）

- （1）当該ファッションデザイン教育機関に限定した資産の状況等について記入する。
なお、設置者と当該ファッションデザイン教育機関との会計区分がなされていないときは、役員会等で決められた按分比で算出すること。
- （2）「収支の状況」については、収入・支出とも指定された内訳ごとにその額を記入する。
なお、前年度決算額が確定している場合には、「（見込み）」を「 」で抹消すること。
- （3）経常的収支がマイナスの場合は、そのマイナス部分の調達方法を具体的に□内に記入する。

ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準 （経営の区分）

25. ファッションデザイン教育機関は、その設置者が法務大臣の告示を受けたファッションデザイン教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して行うものとする。

基準対象専攻科の設置状況（様式第5－1号 全日制・二部制両用）

- （1）「専攻科名」は、当該ファッションデザイン教育機関において実際に用いられる名称を記入する。
- （2）「目的」は、当該専攻科の設置目的を簡潔に記入する。
- （3）「修業期間」は、年・月で記入する。
- （4）「授業時間数」は、修業期間中の授業総時間数を記入する。
また、右上「授業時間」欄には、授業時間を何分間で1単位時間としているかを記入する。「授業時間数」等の記入に当たっては、当該ファッションデザイン教育機関が使用している1単位時間を1時間として計算する。
- （5）「始期及び終期」は、修業期間が何月に始まり、何月に終わるのかを記入する。例えば、修業期間が1年の場合は、「4月～3月」のように記入する。
- （6）「授業週数」は、修業期間中授業を行う週が何週あるのか、例えば「38週」のように記入する。
- （7）「1週当たり授業時間数（授業日数）」は、1週間に授業を行う時間数が何時間あるのか、また、何日あるのか、例えば、「20時間（5日）」のように記入する。
- （8）「収容定員」は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して、当該ファッションデザイン教育機関の規則で定めたものを記入する。
- （9）「クラス数」は、当該専攻科に設けられるクラス数を記入する。
- （10）「1クラス当たり最大数」は、当該専攻科等に設けられるクラスのうち、最大の生徒定員を記入する。
- （11）「留学」は修業期間1年以上、授業時間数680時間以上の専攻科は○を記入する。

(12) 「就労」は修業期間2年以上、授業時間数1700時間以上の専攻科は○を記入する。

(13) 「授業時間帯」は、例えば「8：30～12：10」のように各専攻科の開始時刻と終了時刻を記入する。

(14) 添付書類2「ファッションデザイン教育機関の規則」、3「入学案内（募集要項）、学校案内」等と整合させること。

基準対象外専攻科の設置状況 （様式第5－2号 全日制・二部制両用）

- （1）当該ファッションデザイン教育機関に、「ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準」に添わず、留学生を受け入れない専攻科がある場合に作成する。
- （2）「専攻科名」は当該ファッションデザイン教育機関において実際に用いられる名称を記入する。
- （3）「修業期間」は、年、月で記入する。
- （4）「授業時間数」は修業期間中の授業総時間数を記入する。また、右上「授業時間」欄には、授業時間を何分間で1単位時間としているかを記入する。「授業時間数」等の記入に当たっては、当該ファッションデザイン教育機関が使用している1単位時間を1時間として計算する。
- （5）「授業時間帯」は、例えば「8：30～12：10」のように各専攻科の開始時刻と終了時刻を記入する。
- （6）「始期・終期」は、修業期間が何月に始まり、何月に終わるのかを記入する。例えば、修業期間が1年の場合は「4月～3月」等。
- （7）「授業週数」は、修業期間中授業を行う週が何週あるのか、例えば「38週」のように記入する。
- （8）「1週間当たり授業時間数（授業日数）」は、1週間に授業を行う時間数が何時間あるのか、また、何日あるのか。例えば、「20時間（5日）」のように記入する。
- （9）「クラス数」は、当該専攻科に設けられる全クラス数を記入する。

代表・主任・教員の氏名、経歴等の概要（様式第6－1号）

- （1）「教員等番号」は、代表、主任及び教員の全員について1から順に番号を付する。
- （2）「最終学歴」は、卒業した学校名及び学部名まで記入する。
- （3）「ファッションデザイン教育履修歴等」については、該当する事項のすべてに○を付する。
- （4）前回認定時から異動していない者については、「前回時から異動のない教員」の欄に○を付する。

ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準

（代表の資格）

15. ファッションデザイン教育機関の代表は、ファッションデザイン教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に原則として5年間以上従事した者であるものとする。

（主任教員の資格）

16.

- （1）主任教員は、ファッションデザイン教育に関する教育課程の編成など教育的知識・能力を備えた者とし、常勤のファッションデザイン教育教員又はファッションデザイン研究者として3年以上の経験を有する者であるものとする。
- （2）主任教員は、専任教員のうちから選任するものとする。

（教員の資格）

17. ファッションデザイン教育機関の教員は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学(短期大学を除く。)においてファッションデザイン教育に関する主専攻を修了し、卒業した者
- 二 大学(短期大学を除く。)においてファッションデザイン教育に関する科目を26単位以上修得し、卒業した者
- 三 次のいずれかに該当する者でファッションデザイン教育に関し、専門的な知識、能力等を有する者
 - ①学士の学位を有する者
 - ②短期大学又は高等専門学校を卒業した後、2年以上学校、専修学校、各種学校等(以下「学校等」という。)においてファッションデザイン教育又は研究に関する業務に従事した者
 - ③専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてファッションデザイン教育又は研究に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該教育に従事した期間とを通算して4年以上となる者
 - ④高等学校において教諭の経験のある者
 - ⑤ファッションデザインに係る分野における技術に関する業務に従事した者であって、専門的な知識、技術、技能等を有する者
- 四 その他これらの者と同等以上の能力があると認められる者

代表・主任・教員の個人調書（様式第 6－2 号）

- （１）「教員番号」は、様式第 6－1 号の「教員等番号」を記入する。
- （２）「学歴」欄は、原則として、高等学校（又は高等学校に相当する学校）以降のものについて記入する。
- （３）「職歴」でファッションデザイン教育歴がある場合は、その機関等において「専任教員」であったか「非常勤教員」であったかを、必ず明記する。また、雇用を予定している者は当該ファッションデザイン教育機関への就任予定年月日を記入する。
- （４）「賞罰等」の欄には、「ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準」18 に規定する代表・教員の欠格事由の各号に該当するか確認のうえ、該当しない場合は「なし」と記入し、該当する場合はその内容を記入する。
- （５）署名は、内容を確認のうえ、必ず本人が行う。
- （６）右上部欄外の〔代表・主任・教員（専任・非常勤）〕については、該当するものを○で囲む。
- （７）教員等が外国人の場合は、外国人登録証明書写し（表・裏）を添付する。
- （８）代表及び主任教員については、携帯電話番号を記入する。

ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準

（代表・教員の欠格事由）

18. ファッションデザイン教育機関の代表又は教員となる者は、次の各号のいずれにも該当する者ではないものとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁固以上の刑に処せられた者
- 三 教員免許状取上げの処分を受け、2 年以上を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 五 外国人の入国又は在留に関する不正行為を行い、3 年を経過しない者

生活指導・生徒の健康管理（様式第7－1号）

（1）生活指導担当者の人数については、「生活指導担当者の内訳」の区分に従って記入する。

ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準

（生活指導）

26.

- （1）ファッションデザイン教育機関には、生活指導担当者を置くものとする。
- （2）生活指導担当者は、生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有するとともに、18.に規定する代表・教員の欠格事由の各号のいずれにも該当しない者であるものとする。
- （3）生活指導担当者は、専任教員又は常勤の事務職員が兼務しても差し支えないものとする。

（代表・教員の欠格事由）

18. ファッションデザイン教育機関の代表又は教員となる者は、次の各号のいずれにも該当する者ではないものとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁固以上の刑に処せられた者
- 三 教員免許状取上げの処分を受け、2年以上を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 五 外国人の入国又は在留に関する不正行為を行い、3年を経過しない者

（2）生徒の健康管理における健康診断の「実施機関」及び「実施の時期」については、実施する場合における該当する機関に○を付け、その実施時期を専攻科ごとに記入する。

ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準

（健康管理）

28. ファッションデザイン教育機関は、外国人留学生の入学後できるだけ早期にその健康診断を行うものとし、1年経過後、再度健康診断を行うよう努めるものとする。

（3）「寄宿舎有無」については、ファッションデザイン教育機関が使用している寄宿舎（寮）について記入する。

生活指導担当者・入国在留事務担当者の個人調書（様式第 7－2 号）

- （１）本様式は、生活指導担当者及び入国在留事務担当者全員（常勤の者に限る。）について作成する。
- （２）「賞罰等」の欄には、「ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準」18 に規定する代表・教員の欠格事由の各号に該当するか確認のうえ、該当しない場合は「なし」と記入し、該当する場合は、その内容を記入する。
- （３）署名は、内容を確認のうえ、必ず本人が行うこと。
- （４）右上部欄外の〔生活指導担当者・入国在留事務担当者〕については、該当するものを○で囲む。
- （５）担当者が外国人の場合は、外国人登録証明書写し（表・裏）を添付する。

ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準

（生活指導）

26. （１）ファッションデザイン教育機関には、生活指導担当者を置くものとする。
- （２）生活指導担当者は、生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有するとともに、18. に規定する代表・教員の欠格事由の各号のいずれにも該当しない者であるものとする。
- （３）生活指導担当者は、専任教員又は常勤の事務職員が兼務しても差し支えないものとする。

（代表・教員の欠格事由）

18. ファッションデザイン教育機関の代表又は教員となる者は、次の各号のいずれにも該当する者ではないものとする。
- 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁固以上の刑に処せられた者
 - 三 教員免許状取上げの処分を受け、2 年以上を経過しない者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - 五 外国人の入国又は在留に関する不正行為を行い、3 年を経過しない者

外国人留学生の概要（出身国・地域別）（様式第 8－1 号）

- (1) 基準対象専攻科について、申請時における国籍・地域別の総数（実員）、男女別生徒数、在留資格別生徒数を記入する。
- (2) $A = (H = J + K) + (N = P + Q)$
 $B = J + P$
 $C = K + Q$
 $D = L + M + R + S$
 $H = J + K = L + M$
 $N = P + Q = R + S$
- (3) 作成年月日は、様式第 8－2 号「生徒の入学・在籍・進路状況」の「申請日（現在）」と同一の日付とする。
したがって、「うち留学 D」、「収容定員 G」及び「定員充足率（ $D / G \times 100$ ）」は、上記の「申請日（現在）」の「在籍者数(h)」、「認定収容定員数(i)」及び「定員充足率（ $(h) / (i) \times 100$ ）」とそれぞれ一致することになる。

外国人留学生の入学・在籍・進路状況（様式第8－2号）

- （1）申請日現在及び過去6か月間ごとに外国人留学生について記入する。
- （2）「入学者数(a)」は、当該期に入学した者の人数を記入すること。
- （3）「入学許可書発行数」、「在留資格認定証明書申請数(b)」、「在留資格認定証明書受給数(c)」は、当該期に入学を希望した者に対し発行等した件数を記入すること。
- （4）「申請日現在」の「入学者数(a)」には、入学許可書は発行したが何らかの事情で未だ入学していない者（未入学者）は含めない。
- （5）「転出学者数(e)」は、当該期において除籍・退学及び結婚、死亡、入院、転校などを含めて記入すること。
- （6）「卒業（修了）者数(g)」には、正規の修業期間を満了し、卒業（修了）した者のみではなく、中途修了で進学等した者も含めて記入すること。
- （7）収容定員を増員しようとする場合の変更申請にあっては、定員充足率が「申請日現在」において80%以上となっていることが申請条件となっているので注意すること。
- （8）「卒業生進路等の状況」の合計員数は、直近の一年（1月から12月まで）の員数の卒業（修了）者数(g)の欄の(A)+(B)と一致させること。
- （9）「高等専門学校」とは、通常、中学校卒業者が入学する5年制の学校であり、専修学校の専門課程（通常、高等学校卒業者が入学し、専門学校と称される）とは異なるので注意すること。

校地の概要（様式第9－1号）

- （1）「校地」は、当該ファッションデザイン教育機関の校地として使用する土地とし、その総面積、校舎の敷地（建築）面積等を記入する。
なお、建物の一部のみを所有又は賃借し、校地を所有又は賃借していない場合は記入しない。
- （2）「専用」は、基準対象専攻科で専ら使用する校地について記入する。
- （3）「共用」は、基準対象専攻科においても使用するが、基準対象外専攻科においても使用する校地について記入する。
- （4）「権利関係」は、該当するものに○を付する。
なお、一部自己所有の場合は、自己所有でない分についても該当するものに○を付する。したがって、複数に○を付すことになる。また、「その他」の場合には（ ）内に具体的関係を記入する。
- （5）「権利関係の概要」は、「権利関係」で○を付したものの概要について記入する。
- （6）「位置・環境」は、当該ファッションデザイン教育機関の位置や環境について、具体的に機関の周辺環境、最寄り駅、機関への交通手段等を記入する。
- （7） 添付書類13「校地・校舎の登記簿謄本」、22「校地・校舎の賃貸借契約書等の写し」と整合させること。

ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準

（位置及び環境）

19. ファッションデザイン教育機関の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであるものとする。

（校地）

20. ファッションデザイン教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。

校舎の概要（教室等）（様式第 9－2 号）

- （１）校舎の「専用」は、基準対象専攻科で専ら使用する校舎について記入する。
- （２）校舎の「共用」は、基準対象専攻科においても使用するが、基準対象外専攻科においても使用する校舎について記入する。
- （３）「権利関係」は、該当するものに○を付する。
なお、一部自己所有の場合は、自己所有でない分についても該当するものに○を付する。したがって、複数に○を付することになる。また、「その他」の場合には（ ）内に具体的関係を記入する。
- （４）「権利関係の概要」は、「権利関係」で○を付したものの概要について記入する。
- （５）「普通教室の定員・面積の内訳」には、各教室の収容定員、面積（内のり）、一人当たりの面積等を記入する。
なお、収容定員に見合うだけの生徒数を各教室に割振り、余った教室は自習室又は予備と記入すること。
- （６）当該校舎に教室が 7 室以上ある場合には、本様式を複写して作成する。
- （７）普通教室の「専用」は、基準対象専攻科で専ら使用する教室である。
- （８）普通教室の「共用」は、基準対象専攻科においても使用するが、基準対象外専攻科においても使用する教室である。
- （９）本様式は、分校、別棟等がある場合は、全体のもの（様式下欄の「普通教室の定員・面積の内訳」を除く。）を作成するとともに、本校・分校別、棟別にも作成する。

ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準

(校舎)

2 1. ファッションデザイン教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。

(校舎の面積等)

2 2. ファッションデザイン教育機関の校舎の面積は、同時に授業を行う生徒 1 人当たり 2. 3 m²以上とするとする。ただし、1 1 5 m²を下回らないものとする。

② ファッションデザイン教育機関の校舎には、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な附帯施設を備えるものとする。

③ ファッションデザイン教育機関の教室は、同時に授業を行う生徒数に応じ、必要な面積を備えるものとする。

(設備)

2 3. ファッションデザイン教育機関は、生徒数などに応じ、必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備を備えるものとする。

設備等の概要（様式第 10 号）

- （１） 基準対象部分において使用するもので、自己所有に係るものについて記入する。
- （２） 机、椅子が 2 人掛、3 人掛の場合、その旨（ ）内に注書きする（例示：「10 脚（2 人掛）」等）。
- （３） 「専用」は、基準対象専攻科で専ら使用する設備である。
- （４） 「共用」は、基準対象外専攻科においても使用するが、基準対象専攻科においても使用する設備である。

ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準

（設備）

- 23. ファッションデザイン教育機関は、生徒数などに応じ、必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備を備えるものとする。